

阿賀野市告示第 7 5 号

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を図るため、管理不全な状態にある空き家の解体に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において阿賀野市空き家解体支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀野市補助金等交付規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 6 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する、第 8 条に規定する事前調査を行う日において 1 年以上居住していない住宅をいう。
- (2) 管理不全空き家 空き家のうち、別表による建物不良度の判定結果が合計 1 0 点以上のものをいう。
- (3) 特定空き家 特定空家等として市が認定した空き家をいう。
- (4) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和 3 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅に該当する空き家で、別表による建物不良度の判定結果が合計 1 0 0 点以上のものをいう。

(補助対象空き家)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、前条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当し、かつ、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 交付申請時において、当該固定資産税に未納がないもの。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその親族の居住のために建築されたもの。
- (3) 公共事業による移転等の補償対象となっていないもの。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の所有者又は相続人
 - (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けていない者
- (補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる解体工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 補助対象空き家並びにそれに付属する建築物及び工作物を全て解体撤去すること。
- (2) 補助対象空き家の共有者、相続人又はその他当該住宅の処分において一定の権利を有する者がいる場合は、その全ての者から解体について同意を得ていること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家の解体撤去費のほか、次に掲げる費用とする。ただし、家財道具等の処分費を除く。

- (1) 補助対象空き家の解体撤去と併せて行う、付属する建築物及び工作物の解体撤去費
- (2) 廃材等の保管、収集運搬及び処分に関する経費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に附随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。ただし、補助対象空き家が特定空き家又は不良住宅のいずれかに該当する場合は、補助金の額の上限を50万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第8条 申請者は、市長が実施する事前調査を受けなければならない。

2 前項に規定する事前調査を受ける場合は、申請者は、市長が指定する日までに、阿賀野市空き家解体支援事業補助金事前調査申込書(第1号様式)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家にしようとする建築物に係る登記の全部事項証明書の写し
- (2) 補助対象空き家にしようとする建築物の位置図

(3) 補助対象空き家にしようとする建築物の現況写真

(4) 補助対象空き家にしようとする建築物の敷地の区域がわかる書類

3 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、審査を行い、申込みを受けた建築物が補助対象空き家に該当するかどうかを決定し、その結果を阿賀野市空き家解体支援事業補助金事前調査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請)

第9条 申請者は、工事着手前に阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書

(2) 同意報告書（補助対象空き家の共有者、相続人又はその他当該住宅の処分において一定の権利を有する者がいる場合）

(3) 誓約書

(4) 補助対象空き家の所有者との相続関係がわかる書類（申請者が補助対象空き家の相続人の場合）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）又は阿賀野市空き家解体支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定にあたり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助対象工事の完了後、空き家の跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

(2) 申請者及びその3親等以内の親族が、建替えを目的とした補助対象工事をしないこと。

(交付申請の変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合又は事業が中止となった場合は、阿賀野市空き家解体支援事業（内容変更・中止）届出書（第6号様式）に、その内容を説明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、変更の内容及び事業中止により交付決定額が変更となる場

合を除き、省略することができる。

（変更交付決定）

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、変更交付を決定し、阿賀野市空き家解体支援事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 前項の通知は、交付決定額の変更がないときは、省略することができる。

（状況報告及び実地調査）

第14条 市長は、必要があるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、交付決定者又は施工業者に報告を求め、実地調査をすることができる。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助対象工事が完了した後、速やかに阿賀野市空き家解体支援事業完了実績報告書（第8号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 工事代金請求明細書及び支払いが確認できる書類

（2） 補助対象工事の実施中及び完了後の写真

（3） 廃材のリサイクル、処分等を適正に行った旨の報告書又はマニフェスト

（4） 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める書類等

（補助金の確定通知）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、阿賀野市空き家解体支援事業補助金確定通知書（第9号様式）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第17条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（3） 第11条に規定する交付要件を遵守していないことが確認されたとき。

2 市長は前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるときは、阿賀野市空き家解体支援事業補助金取消（返還）決定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（返還の免除等）

第19条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは補助金の返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表2（第2条関係）

空家等状態判定基準【基準1・建物不良度】					
評 定 区 分		評 定 項 目	評 定 内 容		
			着 眼 点		
1	構 造 一 般 の 程 度	①基礎	イ	構造体力上主要な部分であるが玉石であるもの	10
			例	柱下その他の要所のみ、石、コンクリートブロック等が置かれている	
			ロ	構造上主要な部分である基礎がないもの	20
			例	柱を直接地面に掘って立てたもの、木杭を打ってその上に土台を廻したものの、土台を直に地面に置いたもの	
		②外壁	イ	外壁の構造が粗悪なもの	25
			例	パネル壁材張、モルタル塗り、下見板張、羽目板張など、通常使用されている外壁材料及び構造と比較して、著しく耐力、熱や光等の遮断効果が劣る材料又は構造	
2	構 造 の 腐 朽 又	③ 基 礎、土 台、柱 又は梁	イ	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
			例	柱が傾斜している、土台、柱又は梁が腐朽又は破損している（腐朽、破損の箇所が局所的なもの）	
			ロ	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数	50

	は 破 損 の 程 度			ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	
		例		柱が著しく傾斜している、土台、柱又は梁の数ヶ所に腐朽又は破損がある、基礎に不同沈下が見られる（腐朽、破損の箇所が建物全体に及ぶもので局部的な小修理の段階を超えたもの）	
		ハ		基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
		例		柱の腐朽、破損又は変形が著しい、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しい、基礎の腐朽、破損又は変形が著しい（腐朽、破損が大規模で修理不能なもの、梁等の腐朽又は破損を伴う形で屋根の全部又は一部が崩落している）	
		④外壁	イ	外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15
			例	剥離、腐朽又は破損の箇所が局部的で小修理を要するもの	
			ロ	外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25
			例	剥離、腐朽又は破損の箇所が建物全体に及ぶもので大修理を要するもの（壁体を貫通する穴がある場合は、剥離箇所や穴からの雨風等の浸入より、大修理をしないと再利用が困難であるもの）	
		⑤屋根	イ	屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨漏りのあるもの	15
			例	剥落、腐朽の程度が小修理で済むもの	
			ロ	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
			例	棟瓦やその他の瓦の大部分に剥落があったり、軒の一部が崩落しているなど大修理を要するもの	
			ハ	屋根が著しく変形したもの	50
			例	屋根の不陸が著しいなど、屋根が著しく変形しており	

				修理不可能なもの	
3	防 火 上 又 は 避 難 上 の 構 造 の 程 度	⑥外壁	イ	延焼のおそれのある外壁があるもの	10
			ロ	延焼のおそれのある外壁の外面数が3以上あるもの	20
			例	該当外壁が隣地境界線及び道路中心線から、1階について3m以内、2階について5m以内の距離にあり、板張又は硬質塩化ビニール波板などの仕上材が燃えやすいものである（外壁に飛び火や類焼の原因となる隙間が生じている場合も含む）	
		⑦屋根	イ	屋根が可燃性素材でふかれているもの	10
			例	茅やワラなどでふかれているもの	
4	排 水 設 備	⑧雨水	イ	雨樋がないもの	10
			例	破損の甚だしいもの又は欠如しているもの等（当初から雨樋がない構造のものは除く）	

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒 ー

ふりがな _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____

阿賀野市空き家解体支援事業補助金事前調査申込書

阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付を受けたいので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

なお、補助対象要件確認のため、空き家の敷地内への立ち入り又は住民登録や固定資産税の納付状況、水道の開栓状況等について、市長が必要な調査を行うことに同意します。

空き家の所在地	阿賀野市
空き家の所有者	氏名
	住所
所有者と申請者の関係	☐ 所有者本人 ☐ 所有者の相続人
意向確認欄	補助対象空き家の区分により補助上限額が異なります。 事前調査を申し込む補助対象空き家の区分にチェックを入れてください。 【☐特定空き家 または 不良住宅 （補助上限額50万円）】 【☐管理不全空き家 （補助上限額20万円）】 ※どちらでもよいという方は、両方にチェックを入れてください。

注意事項

- (1) この申込書は、上記の建築物が阿賀野市空き家解体支援事業補助金の補助対象空き家に該当するかどうか確認するため、事前に調査を申し込むものです。補助対象空き家となった場合は、工事着手前に別途交付申請が必要となります。
- (2) 解体工事の着手は、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付決定通知後としてください。

添付書類

- (1) 補助対象空き家にしようとする建築物に係る登記の全部事項証明書の写し
- (2) 補助対象空き家にしようとする建築物の位置図
- (3) 補助対象空き家にしようとする建築物の現況写真
- (4) 補助対象空き家にしようとする建築物の敷地の区域がわかる書類

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市空き家解体支援事業補助金事前調査結果通知書

年 月 日付けで申し込みのあった阿賀野市空き家解体支援事業補助金事前調査の結果について、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 所在地
- 2 調査結果
- 3 補助対象空き家の区分

注意事項

- （1）補助対象空き家となった場合は、工事着手前に別途交付申請が必要です。
- （2）工事着手は、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付決定通知後に行ってください。

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒 -

ふりがな _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付申請書

阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付を受けたいので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助対象要件確認のため、私の市税の納付状況について、市長が必要な調査を行うことに同意します。

補助対象空き家の所在地	阿賀野市
補助対象空き家の所有者	氏名
	住所
所有者と申請者の関係	☐ 所有者本人 ☐ 所有者の相続人
工事に要する経費	全体工事費 円（税込）
	市の補助対象経費 円（税込）
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工業者	名称
	所在地
	電話番号

添付書類

- (1) 工事見積書
- (2) 補助対象空き家の所有者との相続関係がわかる書類（申請者が補助対象空き家の相続人の場合）
- (3) 同意報告書（複数人の共有名義若しくは相続財産の場合又は所有権以外の権利を設定している者がいる場合）（別紙1）
- (4) 誓約書（別紙2）
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

同意報告書

電話番号

[illegible]

阿賀野市長 様

誓約書

私は、阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付申請にあたり、次のことを誓約します。

- 1 補助対象工事完了後、跡地周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めます。
- 2 私及び 3 親等以内の親族は、補助対象工事完了後の跡地に建築物の建築を行いません。
- 3 申請敷地内にある建築物や工作物等の所有権等を有する権利者等から同意を得て、補助金の交付申請手続きを行います。権利者等からの意義又は紛争等が生じた場合は、私が責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えません。

年 月 日

住所

氏名

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付について、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 所在地

交付条件

- （1）阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱を遵守してください。
- （2）この要綱に違反したときは、この決定を取り消し、又は既に交付した補助金全部若しくは一部を返還させることがあります。

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市空き家解体支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付について、
阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり不交付
することに決定したので通知します。

記

- 1 所在地
- 2 不交付の理由

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

阿賀野市空き家解体支援事業（内容変更・中止）届出書

年 月 日付けで決定通知のあった阿賀野市空き家解体支援事業について、

☐ 内容 を 変 更

次のとおり したので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱

☐ 中 止

第12条の規定により、下記のとおり届けます。

記

補助対象空家等の所在地		阿賀野市
補助金額	変更前	円
	変更後	円
☐ 内容変更 ☐ 中止 の理由		

添付書類 （1）変更内容を説明する書類

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市空き家解体支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市空き家解体支援事業補助金の交付について、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 変更内容

補助対象空き家の所在地		
補助金額	変更前	円
	変更後	円
変更理由		

交付条件

- （1）阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱を遵守してください。
- （2）この要綱に違反したときは、この決定を取消し、又は既に交付した補助金全部若しくは一部を返還させることがあります。

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

阿賀野市空き家解体支援事業完了実績報告書

年 月 日付けで通知のあった阿賀野市空き家解体支援事業が完了したので、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象空き家の所在地	阿賀野市	
工事期間	着手 年 月 日	完了 年 月 日
補助金交付決定額	円	

- 添付書類
- （1）工事代金請求明細書及び支払いが確認できる書類
 - （2）補助対象工事の実施中及び完了後の写真
 - （3）廃材のリサイクル、処分等を適正に行った旨の報告書又はマニフェスト
 - （4）前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める書類等

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市空き家解体支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市空き家解体支援事業補助金については、下記
のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額	決定額	確定額
	円	円

年 月 日

阿賀野市長 様

請求者 住 所 〒 ー

氏 名 _____
電 話 番 号 _____

阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付請求書

阿賀野市空き家解体支援事業補助金として、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、次の金額を請求します。

請求金額 _____ 円

口座振替依頼欄

銀行等	銀行・信金 労金・信組 農協・漁協				本店 本所 支店			預金種目		1 普通預金 2 当座預金				
	金融機関コード				店舗コード			口座番号						
フリガナ														
口座名義人														

※口座情報は正確にご記入ください。

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市空き家解体支援事業補助金取消（返還）決定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した阿賀野市空き家解体支援事業補助金について、阿賀野市空き家解体支援事業補助金交付要綱第 1 8 条の規定により、下記のとおり取消（返還）することを決定したので通知します。

記

1 取消・返還理由

2 取消・返還にかかる措置

返還	返還額	円
取消	措置	